

## 休業・休暇を取得したい

### 育児休業

- ・一定期間の休業  
(原則2回まで分割取得可・無給)
- ・原則子の1歳到達日まで  
※父母ともに育児休業をする場合や、保育所に入所できない等の事情によりやむを得ない場合の例外あり  
(最大2歳到達日まで)

### 育児時間

- ・勤務時間の始めか終わり(～2時間)に取得
- ・無給(子が3歳まで)

### 育児参加のための休暇

- ・日又は時間単位の有給休暇
- ・5日(妻の産前から出産日以後1年の期間)

### 子の看護等休暇

- ・日又は時間単位の無給休暇
- ・1年度に5日(子が2人以上であれば10日)(小学校3年生まで)

## 勤務時間帯を変更したい

### フレックスタイム制 ※期間業務職員のみ

- ・1日の勤務時間数を、7時間45分以外に設定可  
(2～4時間の最短勤務時間あり)
- ・勤務時間帯を、5時～22時の間で設定可  
(9～16時に2～4時間のコアタイムあり)
- ・土日以外にも勤務しない日を週1日を限度に設定可 ※総勤務時間数を保つよう、週単位(1～4週間)で希望する勤務時間を申告

### 早出遅出勤務

- ・1日の勤務時間数を保ったまま、早出や遅出可
- ・いくつかの早出遅出勤務のパターンから、希望するものを選択  
(例: **早** 7:30～16:15 **遅** 10:30～19:15等)

### 各制度の対象要件(チェックリスト)

- (共通)
- 勤務日が週3日以上か年121日以上  
(育児休業)
  - 子の1歳6か月到達日(※子の誕生日から57日間以内の育児休業の場合、子の誕生日から8週間+6月後)に在職の可能性あり  
(育児時間)
  - 勤務時間が6時間15分以上の日がある

## 超勤・深夜勤を避けたい

### 深夜勤務の制限

- ・午後10時から翌日午前5時までの間勤務しないことが可能

### 超過勤務の制限

- ・超過勤務の時間数を、「1月に24時間、1年に150時間」までに制限可能  
※災害等による臨時の勤務は除く

### 超過勤務の免除

- ・超過勤務をしないことが可能  
※災害等による臨時の勤務は除く

※ 各省各庁の長に対する請求や申告が必要。公務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。

※ 育児休業期間中は、育児休業手当金又は育児休業給付金の対象とされています。

※ 取得要件や支給要件の詳細は人事担当者に御確認ください。

## 休暇を取得したい

### 介護休暇

- ・日又は時間単位（～4時間）の無給休暇
- ・家族1人に93日まで（3回まで分割可）
- ・期間内に出勤する日を設けることも可

### 介護時間

- ・30分単位（～2時間）の無給休暇
- ・家族1人に3年間まで
- ・勤務時間の始めか終わりに取得

### 短期介護休暇

- ・日又は時間単位の無給休暇
- ・通院の付添いや、介護サービスの手続の代行（間接的介護）のためにも利用可
- ・1年度に5日（要介護家族が2人以上であれば10日）まで

## 勤務時間帯を変更したい

### フレックスタイム制 ※期間業務職員のみ

- ・1日の勤務時間数を、7時間45分以外に設定可（2～4時間の最短勤務時間あり）
- ・勤務時間帯を、5時～22時の間で設定可（9～16時に2～4時間のコアタイムあり）
- ・土日以外にも勤務しない日を週1日を限度に設定可 ※総勤務時間数を保つよう、週単位（1～4週間）で希望する勤務時間を申告

### 早出遅出勤務

- ・1日の勤務時間数を保ったまま、早出や遅出可
- ・いくつかの早出遅出勤務のパターンから、希望するものを選択  
（例：早 7:30～16:15 遅 10:30～19:15等）

### 各休暇の取得要件（チェックリスト）

（共通）

- 勤務日が週3日以上か年121日以上（介護休暇）
- 初日から93日+6月後に在職の可能性あり（介護時間）
- 勤務時間が6時間15分以上の日がある

## 超勤・深夜勤を避けたい

### 深夜勤務の制限

- ・午後10時から翌日午前5時までの間勤務しないことが可能

### 超過勤務の制限

- ・超過勤務の時間数を、「1月に24時間、1年に150時間」までに制限可能  
※災害等による臨時の勤務は除く

### 超過勤務の免除

- ・超過勤務をしないことが可能  
※災害等による臨時の勤務は除く

- ※ 各省各庁の長に対する請求や申告が必要。公務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。
- ※ 1日単位で介護休暇を取得した日は、介護休業手当金又は介護休業給付金の対象とされています。
- ※ 取得要件や支給要件の詳細は人事担当者に御確認ください。